

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年6月13日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援G
照会担当者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 濑上

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No.2011-272
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

定時決定における一時帰休の解消の判断について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第21条、健康保険法第41条

昭和50年3月29日付保険発第25号令保険発第8号通知「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」(以下、「昭和50年3月29日通知」という。)

平成22年12月15日付【厚年指2010-410】一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い(指示・依頼)(以下、「平成22年12月15日指示文書」という。)

平成23年5月27日付【厚年指2011-174】定時決定及び随時改定の取扱い(指示・依頼)(以下、「事務連絡」という。)

(内容)

<具体的な事例>

給与締め切り・支払　　月末締め・翌月5日支払

平成23年1月1日～平成23年6月30日の間、一時帰休を実施

平成23年7月1日以降、一時帰休を実施しないことで労使合意

上記具体的な事例において、平成23年7月5日に支払われる給与には一時帰休に伴う低額な休業手当が含まれていますが、平成23年7月1日から一時帰休を実施していません。

この場合、一時帰休は解消しているものとして従前の一時帰休の影響を受けない報酬をもって算定するものですか。もしくは、解消していないものとして平成23年4月から6月に支払われた報酬をもって報酬月額を算定するものですか。

<対応案>

厚生年金保険法第21条、健康保険法第41条により、定時決定は、当年4月から当年6月までに支払われた報酬により算出された報酬月額により、当年7月1日時点で標準報酬月額を決定し、当年9月1日より標準報酬月額を変更します。

当年4月から当年6月までに一時帰休による休業手当等を含む報酬が支払われた場合の定時決定における報酬月額の決定方法については、昭和50年3月29日通知により、解消したか否かで判断するものとされています。

平成22年12月15日付指示文書において、「解消」とは、「特定の従業員と事業主の間で一時帰休を解消する旨の合意が既になされているなど、7月1日以降休業される見込みがないことが保険者側で判断できる場合は、解消しているものとして取扱う。」と示されています。

一方、事務連絡において、「7月1日の時点で、現に低額な休業手当等の支払が行われておらず、その後も低額な休業手当等が支払われる見込みがない場合をいう。」と示されています。

したがって、7月1日時点で当年4月から当年6月に支払われた報酬をもって標準報酬月額を決定することを鑑みると、一時帰休の解消の判断についても7月1日時点における7月1日以降の給与支払の有無により判断するものであると思料します。

よって、上記具体的な事例については、平成23年7月1日の時点で実質的には一時帰休の状況が解消しているが、一時帰休による低額な休業手当等が含まれた給与の支払が平成23年7月1日以降に予定されているため、一時帰休は解消していないものと考えます。

(本部回答)

ブロック本部の見解のとおり。

定時決定時における一時帰休解消の判断については、7月に実際に支払われる給与（どの月の分の給与か問わず）に休業手当等が含まれておらず、8月以降も通常の給与支払いが見込まれる場合に「解消」となる。

回答日 平成23年 6月13日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

O						
機構 LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	H P掲載	